

## (2) 中核的な担い手の育成

### 1. 取組の必要性 (背景)

- 中山間地域で分散した農地を多く抱える本県では、経営農地の規模拡大には限界があります。また、米だけではなく、地域の強みを生かした品目をマーケットインの発想で安定して販売していくことができる産地づくりが重要であり、その中心となる担い手を確保していく必要があります。
- 担い手にとって、どの程度の生産規模が望ましいかは生産する品目や地域によって異なりますが、他産業並みの所得（約400万円）を確保するためには、少なくとも1,000万円程度の販売額を達成している必要があります。
- 販売額1,000万円以上を「中核的な担い手」として整理すると、現在、県内の中核的な担い手は法人、個人合わせて約600経営体しかありません（農業経営体数の3%）。
- 県内の農業集落数が約3,000（うち1,100が担い手不在集落）であることに鑑みても、この600という数では不十分なことは明らかで、中核的な担い手の育成は急務となっています。

#### ■経営耕地面積規模別経営体数 (H27)

規模	1ha未満	1~3ha	3~5ha	5~10ha	10~20ha	20~30ha	30~50ha	50ha以上
全国 (割合)	<b>741,363 (54%)</b>	449,352 (33%)	81,538 (6%)	52,229 (4%)	25,396 (2%)	10,292 (1%)	9,385 (1%)	7,711 (1%)
島根県 (割合)	<b>13,917 (70%)</b>	4,979 (25%)	401 (2%)	319 (2%)	178 (1%)	76 (0%)	34 (0%)	16 (0%)

出典：農林水産省「2015農林業センサス」  
( ) は全経営体数に占める割合

#### ■主な作物の所得率 (H30県指針)

販売額	所得率
米(中山間コシヒカリ)	33%
主要園芸作物平均	37%
キャベツ	18%
白ネギ	41%
ミニトマト	37%
ぶどう(シャイン)	49%
肉用牛(繁殖)	14%

出典：「H30島根県農業経営指導指針」より作成

#### ■販売金額別農業経営体数

販売額	H22	H27
<b>1,000万円以上</b>	<b>638 (3%)</b>	<b>596(3%)</b>
500 ~ 1,000万円	611 (2%)	550(3%)
300 ~ 500万円	696 (3%)	600(3%)
50 ~ 300万円	7,994(32%)	5,764(29%)
50万円未満	14,990(60%)	12,410(62%)

出典：農林水産省「農林業センサス」  
( ) は総経営体数に占める割合

## 2. これまでの進め方の課題

- 販売額1,000万円以上の経営体は、この5年間で40経営体以上減少しています。認定農業者についても、平成27年は認定農業者全体の約3分の1（376人）がこの水準に到達しているに過ぎず、十分な状況ではありません。
- 販売額の問題に限らず、担い手の経営発展については次のような様々な課題に直面しています。
  - ① スマート農業技術をはじめとする設備投資に向けた営農モデルの提示などが不十分で、推進力を欠いている
  - ② 労働力を必要とする高収益作物の導入が必要となる反面、社会情勢の変化により雇用の確保自体が難しくなっている
  - ③ 特に土地利用型農業については、農地を借りようとしても、ほ場が分散していたり、基盤整備が進んでいない地域もあり、効率的な規模拡大ができないことがある
  - ④ 農業経営の法人化が農業者の判断まかせとなっており、結果として法人化のペースが鈍化している
- これまで県では、認定農業者は新規就農者と異なり一定の技術や経験を有しているとの前提で、相談があれば対応するという受身的な姿勢に終始し、経営状況を踏まえて収益性の高い品目への転換などを提案するといった能動的な対応が不足していました。
- このため、新技術の活用や労働力の確保、規模拡大など経営改善に資する取組が農業者個人の判断に委ねられており、周囲の協力体制が不十分なため順調に進まなかった面もありました。

### ■農産物販売金額1,000万円以上の経営体数

	H22	H27	H27-H22
全国	132,983 (8%)	125,547 (9%)	▲7,436 (▲5.6%)
島根県	638 (3%)	596 (3%)	▲42 (▲6.6%)

出典：農林水産省「農林業センサス」  
( )は全経営体数に占める割合

### ■雇用不足の状況（H30）

（認定農業者アンケートで雇用が不足していると回答した経営体の割合）

	全体	水稲	園芸	畜産
個人経営体	41%	40%	43%	38%
法人経営体	58%	57%	54%	59%

出典：平成30年度認定農業者経営状況調査

### ■認定新規就農者と認定農業者への支援体制

	認定新規就農者	認定農業者
支援体制	サポートチーム（普及組織、市町村、JAで構成）により、経営改善に向けた積極的な支援を実施	相談があった場合に対応
経営改善状況の把握	サポートチームにより個別面談等を通じて毎年経営状況を把握するとともに、新規就農力ルテを作成し、課題を把握	アンケート調査による経営状況、課題等の把握を行っているが、個別経営体の状況把握は不十分

### ■非法人認定農業者の法人化意向（H30）

意向	割合	
5年以内に法人化する	4%	14%
将来的には法人化する	10%	
検討中	12%	74%
法人化する意向はない	49%	
分からない	25%	

出典：平成30年度認定農業者経営状況調査

### 3. 今後の進め方のポイント

#### (1) 相談体制の強化

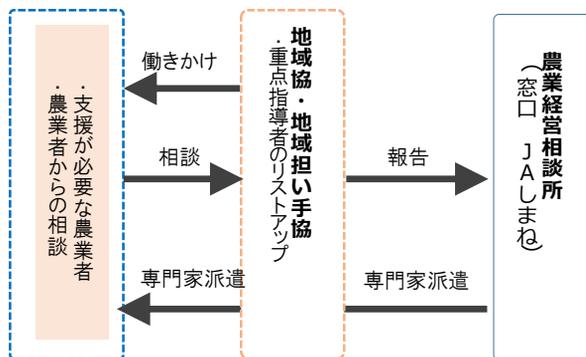
認定農業者の経営改善の目安として販売額1,000万円の目標を設定し、この目標に向かって取り組む認定農業者を重点指導対象に位置づけ、経営改善を重点的に支援します。

また、経営発展に向けた多角化や雇用を考えた場合、法人化を進めていくことは不可欠であり、強力に推進していきます。

普及組織においては経営状況や課題の把握を行うとともに、課題の解決に向け、栽培技術指導だけでなく、農地や資金など経営全般の状況を把握しながら、マーケットインの視点のもと、関係機関と連携して支援を実施していきます。

また、令和元年度から農業経営相談所を設置しており、担い手農業者の法人化や経営継承、経営改善等の経営課題に対し、関係機関や専門家が連携して支援します。

農業経営相談所によるサポート体制の流れ



#### (2) 認定農業者に対する支援施策の拡充

規模拡大や生産性向上を図ろうとする認定農業者に対しては、国の事業を活用しながら経営改善を進めてきましたが、国の事業ではカバーしきれないケースもあることから、令和2年度から、県独自の支援を創設したところであり、円滑な経営発展に向けた支援を強化します。

#### (3) 農地集積の推進

平坦地域に比べ担い手が少ない中山間地域では、農地の集積が進んでいません。

これまで、中山間地域における土地利用型農業の担い手育成については、集落営農組織の育成を中心に進めてきましたが、今後、次の取組を通じて、担い手への農地集積を推進していきます。

- ① 組織化が難しい集落では、近隣の担い手が農地を借り受け、営農が継続できるよう、以下の取組を実施
  - ・地域の農業生産を将来どうしていくのか、将来誰が地域の農地を集積していくのかなどを話し合う「人・農地プラン」の推進による地域の合意形成を促進
  - ・令和元年度からスタートしている担い手への農地集積支援事業の活用
- ② 担い手不在集落での地元負担を大幅に軽減した迅速な基盤整備を令和2年度から実施
- ③ 担い手不在集落において、新たな集落営農組織の設立を進めていくための機械施設整備への支援を令和2年度から実施

#### 県「担い手への農地集積支援事業」（令和元年度創設）

支援対象	交付金単価
中山間地域の農地をまとめて借り入れる認定農業者（集落営農法人を除く）	2万円/10a
中山間地域の担い手不在集落に出向き、農地を借り受けて、農地維持や農業生産を支援する取り組みを行う認定農業者、集落営農法人等	1.5万円/10a

## (4) スマート農業技術の普及

農業者の経営改善にとって有効な技術が円滑に導入されるよう、推進体制を整備するとともに、経営モデルを作成し普及を進めていきます。

- ① 農業者の経営改善に資する、スマート農業を導入した経営モデルを作成、提示するとともに、モデルの早期普及に向けて、技術の導入を要件とする補助事業を拡大します

(モデル例)

- ・水田園芸推進品目において、スマート農業技術を活用し、家族労力（夫婦2人を想定）で販売額1,000万円を実現できる経営モデル
- ・水田園芸品目の増収、省力化技術の導入モデル
- ・水稻の低コスト（9,600円/60kg）生産に関する経営モデル

- ② 民間会社や国の試験場等で開発された技術を一元的に情報収集し、本県への導入可能性の評価や現場適応性の確保を集中的に行っていく体制を県農業技術センターに整備します

## 県内で普及が進みつつあるスマート農業技術



ドローンによる効率的病害虫防除

リモコン除草機による省力化



自動操舵トラクタによる作業の効率化

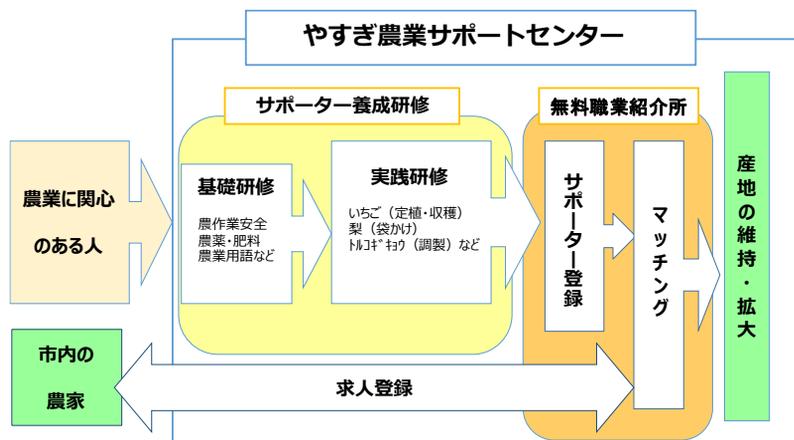
環境モニタリングシステムによる栽培管理の見える化

## (5) 労力補完の仕組みづくり

地域全体の労力補完を目指す農業サポーター制度は、国の事業を活用しながら、引き続き県内全域での展開を進めていきます。

また、特に水田園芸の推進においては、拠点産地の育成を進めていく中で、作業の受託を行うサポート経営体の育成や、地域内でのパート雇用者の確保などが重要であり、作業受託に必要な機械整備や雇用者の掘り起こしなどに対して支援を行っていきます。

### 労力補完の事例（やすぎ農業サポートセンター）



生産部会内での労力補完

## 4. 5年後の目指す姿

- 販売額1,000万円以上の経営体が5年後に1,000経営体（H27：約600経営体）となり、その6割が法人化
- 認定新規就農者の8割で、就農5年以内に販売額が1,000万円に到達